

社会福祉法人リベルタ役員及び評議員報酬規程

(趣旨)

第1条 この規定は、社会福祉法人リベルタの定款第8条及び第21条の規定に基づき、役員及び評議員の報酬並びに費用弁償に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定義等)

第2条 この規定において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいう。
- (2) 常勤役員とは、役員のうち、この法人を主たる勤務場所とする者をいう。
- (3) 非常勤役員とは、役員のうち常勤役員以外の者をいう。
- (4) 評議員とは、定款第5条に基づき置かれる者をいう。
- (5) 報酬とは、社会福祉法第45条の34第1項第3号に定める報酬、賞与その他の職務執行の対価として受ける財産上の利益及び退職手当であり、職務執行に伴い発生する旅費等、費用とは明確に区分されるものとする。

(報酬等の支給)

第2条 役員には、その勤務形態に応じ、次の報酬等を支給する。

- (1) 常勤の役員 : 報酬、退職手当
- (2) 非常勤の役員 : 無報酬
- (3) 評議員 : 無報酬
- (4) 監事 : 無報酬

2 常勤の役員に対する退職手当は、常勤の役員として円満に勤務し、かつ、任期の満了、辞任又は死亡により当該常勤の役員を退任した者に限り支給する。

(報酬等の額の算定方法)

第3条 常勤の役員に対する報酬等の額は、次の各号に掲げる報酬等の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- (1) 報酬 別表第1に定める算式により算出される額
- (2) 退職手当 別表第2に定める算式により算出される額

2 非常勤の役員に対する報酬の額は無報酬とする。

3 評議員に対する報酬の額は無報酬とする。(定款第8条)

(報酬等の額の決定)

第4条 この法人の全理事の報酬総額は、年間1500万円以内とする。

2 この法人の常勤理事の報酬月額は、「別表第1」に定めるとおりとする。

(報酬等の支給方法)

第5条 常勤役員に対する報酬等の支給時期は、次の各号に掲げる報酬等の区分に応じ、当該各号に定める時期とする。

(1) 報酬 毎月25日(その日が日曜日、休日又は土曜日に当たるときは、その日前において、その日に最も近い日曜日、休日又は土曜日でない日)

(2) 退職手当 任期の満了、辞任又は死亡により常勤の役員を退任した後3か月以内

2 非常勤に対する報酬は、無報酬とする。

3 報酬等は、通貨をもって本人(死亡により退任した者の退職手当にあつては、その遺族。以下同じ。)に支払う。ただし、本人から申し出があつたときは、本人の指定する本人名義の金融機関の口座に振り込むことができる。

4 報酬等は、法令の定めるところにより控除すべき金額を控除して支給する。

(報酬の額の日割計算)

第6条 新たに常勤の役員就任した者には、その日から報酬を支給する。

2 常勤の役員が退任し、又は解任された場合は、その日までの報酬を支給する。

3 月の中途において就任し、又は退任し、若しくは解任された場合における報酬の額については、その月の総日数から日曜日及び土曜日の日数を差し引いた日数を基礎として日割りによつて計算する。

4 第2項の規定にかかわらず、常勤の役員が死亡により退任した場合には、その月までの報酬を支給する。

(費用弁償の支給)

第7条 この法人は、役員及び評議員がその職務の執行にあつて負担した費用については、これを請求のあつた日から遅滞なく支払うものとし、また前払いを要するものについては、前もつて支払うことができるものとする。

(委任)

第8条 この規定の施行に関し必要な事項は、評議員会及び理事会の決議を経て別に定める。

(改廃)

第9条 この規定の改廃は、評議員会の決議によつて行ふ。

附則

この規定は、2017年4月から施行する。

別表第1（第4条関係）

役職名	報酬の額
専務理事	月額 480,000 円

別表第2（第4条関係）

報酬の月額×在職年数×2